（九州漁業調整事務所に置く課等）

第五百七十五条　九州漁業調整事務所に、次の五課及び資源管理推進官一人を置く。

総務課
資源課
振興課
調整課
漁業監督課

（資源課の所掌事務）

第五百七十七条　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）
（削る）
二　（略）
三　日本海・九州西広域漁業調整委員会に関すること（九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限り、調整課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

（振興課の所掌事務）

第五百七十八条　振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関すること。
二　内水面漁業の振興に関すること。
三　玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関すること。

（調整課の所掌事務）

第五百七十九条　調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　漁業の指導その他漁業調整に関すること（漁業監督課の所掌に属するものを除く。）。
二　（略）
三　漁業法第百八十三条の規定による漁業の免許に関すること。
四　外国人漁業の規制に関する法律の規定に基づく外国漁船の寄港の許可に関すること。

（削る）

第五百八十一条～第五百八十三条　（略）

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

（削る）

（九州漁業調整事務所に置く課等）

第五百七十五条　九州漁業調整事務所に、次の五課並びに資源管理推進官及び漁船検査官それぞれ一人を置く。

総務課
資源課
沿岸課
沖合課
漁業監督課

（資源課の所掌事務）

第五百七十七条　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）
二　沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関すること。
三　（略）
四　玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関すること。

（沿岸課の所掌事務）

第五百七十八条　沿岸課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沿岸における漁業の指導その他漁業調整に関すること（漁業監督課の所掌に属するものを除く。）。
二　漁業法第百八十三条の規定による漁業の免許に関すること。
三　日本海・九州西広域漁業調整委員会に関すること（九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限り、沖合課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。
四　外国人漁業の規制に関する法律の規定に基づく外国漁船の寄港の許可に関すること。
五　内水面漁業の振興に関すること。

（沖合課の所掌事務）

第五百七十九条　沖合課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沖合における漁業の指導その他漁業調整に関すること（漁業監督課の所掌に属するものを除く。）。
二　（略）

（新設）

（新設）

（漁船検査官の職務）

第五百八十一条　漁船検査官は、第五百五十四条の事務をつかさどる。

第五百八十二条～第五百八十三条の二　（略）

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

6　第六条第一項の原子力災害対策専門官、第十五条第一項の検査官のうち一人、第十八条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第二十四条第一項の消費税転嫁対策官、第二十六条第一項の海外輸入規制対策専門官のうち一人、第三十二条第一項の生産専門官のうち一人、第三十八条第一項の生産専門官のうち一人、第四十六条第一項の消費税転嫁対策官、第六十条第一項の企画官のうち一人、第百三条のオリンピック・パラリンピック担当専門官、東北農政局及び関